

オンライン診療の法定化に向け、医療法等改正案を提出へ

現在、オンライン診療は「オンライン診療の適切な実施に関する指針」等に基づいて実施、運用することとされていますが、厚生労働省はオンライン診療について、いわゆるガイドラインを根拠にするのではなく、医療法上に総体的な規定を創設（法定化）するとし、現在開会中の通常国会に医療法等改正案を提出する方針です。主な内容は次のとおりです。

「オンライン診療を行う医療機関」を医療法に規定

第1に、「オンライン診療を行う医療機関」を医療法に規定し、実施には所在地の都道府県へ届け出ることを義務付けます。

第2に、オンライン診療は、「情報通信機器を活用して、医師・歯科医師が、遠隔の地にある患者の状態を視覚・聴覚により即時に認識した上で、当該患者に対し行う診断・診療」と定義します。

第3に、オンライン診療を行う医療機関の管理者（以下、「管理者」）は、新たに定められる「厚労大臣が定める基準（オンライン診療基準）を遵守」することが求められます。

また、「管理者」は「患者の容態急変」に備えて、「患者の所在地近隣の医療機関と受け入れの合意」等を取得し、「地域医療に与える影響やその可能性について、地域の関係者と連携して把握すること」とされています。

「特定オンライン診療受診施設」を創設

第4に、「特定オンライン診療受診施設」（以下、「特定受診施設」）を医療法に規定し、「設置者」は、所在地の都道府県へ届け出ることを義務付けます。

「特定受診施設」は、「施設にいる患者に対してオンライン診療が行われ、当該施設の設置者が、医師・歯科医師に対し『業としてオンライン診療を行う場』として提供しているもの」と定義します。

第5に、「特定受診施設」は、診療所として開設する必要がなく、複数の医療機関がオンライン診療を行える場所として設置が可能です。具体的には、公民館や通所介護事業所、

郵便局、駅ナカブースなどが想定されています（図1）。この「特定受診施設」には、「運営者」を置かなければなりません。

第6に、「特定受診施設」におけるオンライン診療実施の責任は、「オンライン診療を行う病院・診療所の医師」が負い、「オンライン診療基準を満たす」ことを義務付けます。併せて、「管理者」は「特定受診施設の運営者」に対して、「オンライン診療基準への適合性の確認」を行います。

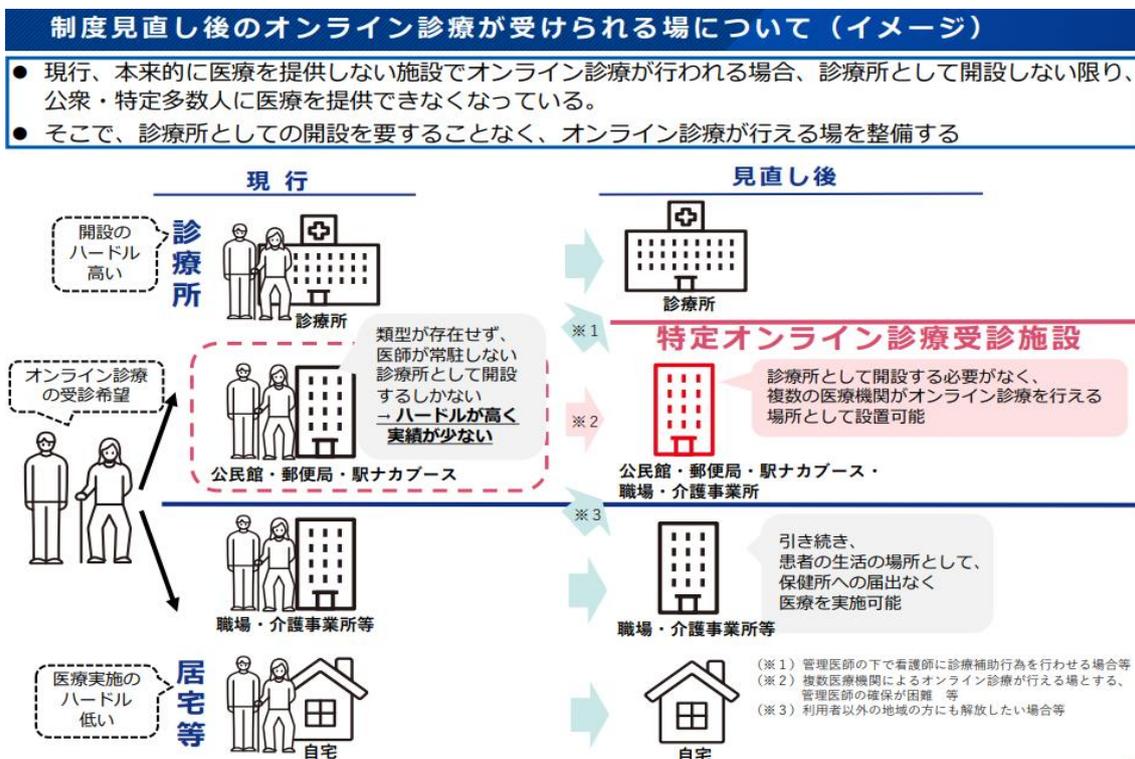
オンライン診療の制度見直し後は、オンライン診療を行う医療機関が、「特定受診施設」に対して、患者のプライバシー確保など適切にオンライン診療を行える環境となっているかを監督・確認した上で、オンライン診療を実施することになります。

対面診療を補完する位置付けは堅持を

オンライン診療では、基本的に問診とモニター越しの映像と音声で患者の状態を診断することになります。触診はできず、対面診療であればすぐに対応できる各種検査や処置が行えないケースが想定されます。対面診療と比べて、患者さんの状態を正確に把握することが難しく、薬の効果や副作用を確認することも難しいという課題があります。

オンライン診療は「医療」へのアクセス方法が変わるというだけではなく、診療技術が対面診療とは異なります。患者の安全と医療の質を確保する観点から、あくまで対面診療が主体であり、オンライン診療はその代替ではなく、対面診療を補完するものとして、その活用・拡大は限定的であるべきです。

図1



規制改革推進会議 第4回 健康・医療・介護ワーキンググループ（2024年12月4日）厚労省提出資料より

（文責：医療動向モニタリング小委員会委員 寺尾正之）